【附表 2】

環境マネジメントシステムに関する自己診断のガイドライン

No.	項目	自己診断のガイドライン
		(回答に yes を記入できるレベル)
1	環境方針	会社のトップの環境保全に関する思いを記した文書があり、
		それが従業員に伝えられていること。
		朝礼などで従業員に話していることでも良いが、その内容を文書
		に記して、職場に掲示している、あるいは社内イントラネットを
		通じて従業員が見れるようになっていること。
		さらに、会社のホームページに掲載している場合も良い。
		また、仕入先との打合せ時に環境方針を伝えたり、ホームページ
		などで仕入先にも展開していること。
2	体制	環境保全活動を推進するために、だれが、何を実施するか、
		その推進責任者が誰かが決められており、その内容が組織表等で
		文書になっていること。
		なお、ひとりで複数の取組みを実施する場合も良い。
		また、ひとりで複数の推進責任者を受け持っても良い。
3	計画	環境保全の何に取り組むかが決められており、その目標を設定
		し、目標を達成するための日程計画を策定していること。
4	運用管理	策定した計画に基づき活動を推進し、進捗の確認を実施している
		こと。
		また、計画に対して進捗が遅れている場合は、遅れの原因を分析
		して、遅れを挽回するための施策を講じたり、必要な場合は計画
		の見直しを行っていること。
5	教育	環境保全活動を推進するために必要な情報を従業員に展開して
		いること。
		また、新入社員への研修、昇格者への研修、さらに朝礼等の場を
		利用して、必要な知識などを教育していること。
6	緊急事態への準備、	火災や地震等での設備破損による油漏れ・水漏れ、その他の環境
	対応	事故を想定し、それが起こった場合の対応手順を定めているこ
		<u>ک</u> .
		なお、その手順に従い訓練を実施していることが望ましい。
7	経営層による見直し	環境保全活動に関する計画の進捗状況の報告やその成果に
		ついて経営層に報告し、経営層から改善指示を受け、
		その結果を今後の計画に反映していること。